

## 小平市個人情報保護条例の改正内容

改正項目	現行の条例	改正後の条例		
	個人情報 <sup>※1</sup> 又は 保有個人情報 <sup>※2</sup>	個人情報又は 保有個人情報	特定個人情報 <sup>※3</sup> 又は 保有特定個人情報 <sup>※4</sup> (情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録 <sup>※5</sup>
1 本人以外の者からの収集 (条例第4条)	<p>原則禁止 例外</p> <p>①本人の同意があるとき ②法令等に定めがあるとき ③出版、報道等により公にされているとき ④個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき ⑤所在不明、精神上的の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき ⑥争訟、選考等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき等 ⑦国等から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合等で本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき ⑧公益上必要であると認められる場合であって、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき</p>	現行の条例と同じ。	<p>個人情報から特定個人情報を除く。 (番号利用法が直接適用され、番号利用法に定める場合<sup>※6</sup>に限り本人以外の者からの収集ができる。)</p> <p>※6 ①個人番号関係事務実施者から提供を受ける場合 ②代理人から特定個人情報の提供を受ける場合 ③情報提供ネットワークシステムを利用して提供を受ける場合 ④条例で定めるところにより地方公共団体内の他の機関から提供を受ける場合 ⑤生命、身体又は財産の保護のため必要があり、本人の同意があるか又は同意を得ることが困難である場合</p> <p>ほか、計14項目</p>	

- ※1 (個人情報) 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。
- ※2 (保有個人情報) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- ※3 (特定個人情報) 個人番号(12けたの番号)をその内容に含む個人情報のことをいう。
- ※4 (保有特定個人情報) 実施機関が保有する特定個人情報をいう。
- ※5 (情報提供等記録) 国が管理する情報提供ネットワークシステムを介し、どのような特定個人情報がどの機関でやり取りされたかに係る記録(アクセスログ)のことをいう。

改正項目	現行の条例		改正後の条例	
	個人情報又は保有個人情報	個人情報又は保有個人情報	特定個人情報又は保有特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録
2	<p>目的外利用 (収集した個人情報を、本来の目的を超えた利用をすること)</p> <p>目的外外部提供 (収集した個人情報を、本来の目的を超えた提供をすること) (条例第10条及び第10条の2)</p>	<p>原則禁止 例外</p> <p>①本人の同意があるとき ②法令等に定めがあるとき ③出版、報道等により公にされているとき ④個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき ⑤専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき ⑥目的外利用をすることに当該事務の必要上、相当の理由があると認められる場合であって、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき</p>	<p>現行の条例と同じ。</p>	<p>目的外利用 原則禁止 例外 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難なとき (番号利用法と同じ。)</p> <p>目的外外部提供 保有個人情報から保有特定個人情報を除く。 (番号利用法が直接適用され、番号利用法に定める場合<sup>※7</sup>に限り目的外外部提供ができる。)</p> <p>※7 ①個人番号関係事務実施者へ提供する場合 ②特定個人情報の取扱いを委託する場合 ③住民基本台帳法の規定により提供する場合 ④情報提供ネットワークシステムを利用して提供する場合 ⑤地方税法の規定により提供する場合 ⑥条例で定めるところにより地方公共団体内の他の機関に提供する場合 ⑦生命、身体又は財産の保護のため必要があり、本人の同意があるか又は同意を得ることが困難である場合</p> <p>ほか、計14項目</p>
3	<p>オンライン結合 (外部の機関等と接続した通信回線により個人情報を提供すること) (条例第11条)</p>	<p>原則禁止 例外</p> <p>①法令等に定めがあるとき ②事務の執行上必要かつ適切と認められ、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられている場合であって、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき</p>	<p>現行の条例と同じ。</p>	<p>外部提供から保有特定個人情報の外部提供を除く。 (番号利用法が直接適用され、番号利用法に定める場合(情報提供ネットワークシステムを利用して提供する場合)に限りオンライン結合による外部提供ができる。)</p>

改正項目		現行の条例	改正後の条例		
		個人情報又は 保有個人情報	個人情報又は 保有個人情報	特定個人情報又は 保有特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録
4	開示・訂正・利用停止請求を できる者（条例第12条から 第16条まで、第21条の 4、第22条等）	①本人 ②法定代理人	現行の条例と同じ。	①本人 ②法定代理人 ③任意代理人 (番号利用法と同じ。)	(1)開示・訂正 ①本人 ②法定代理人 ③任意代理人 (2)利用停止 認めない。 (番号利用法と同じ。)
5	開示・訂正請求の移送 <sup>※8</sup> (条例第18条の2、第21 条の2)	認める。	現行の条例と同じ。	認める。 (番号利用法と同じ。)	保有個人情報から情報提供等 記録を除く。 (市内部の保有特定個人情報 の授受では、情報提供等記録 は生成されないため。)
6	個人情報を訂正した場合の通 知先 (条例第21条の3)	提供先	現行の条例と同じ。	提供先 (番号利用法と同じ。)	①総務大臣 ②情報照会者又は情報提供者 (番号利用法と同じ。)

※8（移送） 開示請求等に係る個人情報が市の他の機関から提供されたものであるとき、当該他の機関が開示決定等を行うために事案を移すことをいう。

改正項目		現行の条例	改正後の条例		
		個人情報又は保有個人情報	個人情報又は保有個人情報	特定個人情報又は保有特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録
7	特定個人情報保護評価 <sup>※9</sup> の第三者評価 (条例第32条)			特定個人情報保護評価のうち全項目評価の第三者評価は、小平市情報公開・個人情報保護審議会が行う (諮問事項とする)。 (番号利用法の委任を受けた特定個人情報保護評価に関する規則等と同じ。)	
8	他の制度との調整等 (条例第38条)	他の法令等による開示等の制度がある場合は、当該制度により開示等を行う。 (個人情報保護条例による開示等は行わない。)	現行の条例と同じ。	他の法令等による開示等 (情報提供等記録開示システム等) 及び個人情報保護条例による開示等のいずれも可能とする。 (番号利用法と同じ。)	

※9 (特定個人情報保護評価) 市等が、特定個人情報を含んだ電子ファイル (特定個人情報ファイル) を保有しようとするとき、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予想した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言することをいう。事業の対象人数、特定個人情報ファイルの取扱者数等に応じ、詳細な評価を行う順に全項目評価、重点項目評価及び基礎項目評価に分けられている。